

省エネ点検・改修キャンペーン実施要綱

(制定) 令和 7 年 2 月 28 日付 6 環気環第 498 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、2030 年に CO2 排出量を 2000 年比で 50%削減する目標（カーボンハーフ）の達成に向けた取組の内、都内 CO2 排出量の約 3 割を占める家庭部門の省エネ対策の一環として、既存住宅の高断熱窓等への改修や高効率給湯器への交換を促進するため、都及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が連携し、アドバイザー（戸建住宅省エネ等リフォームアドバイザー、耐震化アドバイザー、マンション省エネ・再エネアドバイザー及び省エネ点検アドバイザーの総称のことをいう。以下同じ。）の派遣、点検後のフォローアップ等を行う「省エネ点検・改修キャンペーン」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(本事業の内容)

第 2 条 既存住宅の高断熱窓等への改修や高効率給湯器への交換に対する都民の意欲を醸成し、実施へとつなげるために、アドバイザーの派遣による省エネ性能の現状把握と、最適な省エネ改修の提案、改修効果の理解促進、点検後のフォローアップ、改修事業者に関する情報提供等の伴走型支援を実施する。

(都の役割)

第 3 条 都は、本事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 本事業の運営事務局の選定に関する協力
- 二 住宅政策本部及び都市整備局との連携・調整
- 三 既存住宅断熱改修普及啓発事業と連携した本事業の広報
- 四 区市町村や業界団体との連携・調整

(公社の役割)

第 4 条 公社は、本事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を行うための運営事務局を選定する。

- 一 キャンペーンサイトの企画・制作・運営
- 二 コールセンターの開設・運営
- 三 本事業の宣伝・広報
- 四 省エネ点検アドバイザー（分譲集合住宅の各住戸へ派遣するアドバイザーのことをいう。以下同じ。）の選定
- 五 省エネ点検アドバイザーの派遣調整

- 六 省エネ点検アドバイザーによる省エネ点検の実施、点検結果の説明及び助言
- 七 省エネ点検実施後のフォローアップ及び改修事業者に関する情報提供
- 八 第一号から第七号までに掲げるもののほか、都が公社と協議の上、必要と認めた業務

(本事業の実施体制)

第5条

- 1 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

(予算措置)

第6条 都は、次の各号に掲げる事項を条件として、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- 一 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める要綱等（以下「要綱等」という。）を制定すること。
- 二 公社は、前号に基づいて要綱等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(本事業の実施期間)

第7条 本事業の実施期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。